○文部科学省令第十六号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十三条の二第一項及び私立学校教職員共済法第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十五条の二」を「―第三十五条の三」に改める。

第一条の三第三号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業」を「法第二十二条第九項に規定する育児休業等」に改め、同条第五号中「変更前」を「改定前」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の標準給与の改定の申出）

第一条の三の二　法第二十二条第十一項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者番号

三　法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した日

四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

五　改定前の標準給与の等級及び月額

六　産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の給与の額

七　その他必要な事項

第十七条の二第二項中「次条第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同条第五項中「、遺族共済年金」を「又は遺族共済年金」に、「若しくは孫又は」を「、孫若しくは六十歳未満の夫（）に改め、「いる者」の下に「を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母」を加え、「レントゲンフィルム」を「レントゲンフィルム」に改め、同項ただし書中「とき」の下に「又は事業団が診断書を提出する必要がないと認めるとき」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出）

第十七条の二の二　事業団が支給する年金である給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名及び生年月日

四　受給権者の年金証書の記号番号

五　受給権者が所在不明となつた年月日

六　その他必要な事項

第十七条の三の見出し中「受給権者」を「受給権者等」に改め、同条第一項中「場合」の下に「又は前条の届書の提出を受けた場合」を加える。

第十七条の六第二号中「こと」の下に「（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に同条第四項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十八条第四項の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に同条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

第三十三条の六第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　請求者が加入者又は加入者であつた者の子である場合において、当該加入者又は加入者であつた者の夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある者を除く。）が六十歳に達していないときは、その旨

五の三　加入者又は加入者であつた者の死亡について、その夫が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その旨

第三十三条の六第一項第六号中「妻」を「配偶者」に改め、同条第二項第八号中「その者が」を削り、「妻又は六十歳以上の夫、父母若しくは祖父母であるときを除く」を「子若しくは孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）又は六十歳未満である夫、父母若しくは祖父母に限る」に改め、同項第九号中「から第六号までのいずれか」を「、第五号、第五号の三又は第六号」に改める。

第三十三条の八第二項を次のように改める。

2　法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている遺族共済年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　遺族共済年金の年金証書の記号番号

三　遺族共済年金の支給停止事由消滅の事由

四　その他必要な事項

第三十三条の八第三項第二号中「前項に該当するときは、同項の」を「受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届書を提出する場合には、当該」に改める。

第三十五条第二項中「終了した場合」の下に「（同日の前日までに同条第四項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときを除く。）」を加え、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第一項中」及び「前項中」の下に「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、」を加える。

第四章中第三十五条の二を第三十五条の三とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十五条の二　法第二十八条第四項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　加入者の氏名

二　加入者番号

三　所属する学校法人等の名称及び所在地

四　産前産後休業をしている旨

五　多胎妊娠の場合にあつては、その旨

六　産前産後休業を開始した日及びその産前産後休業が終了する日

七　産前産後休業に係る子の出産予定日

八　その他必要な事項

2　法第二十八条第四項の規定により掛金が免除されている者は、産前産後休業の期間を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一　加入者の氏名

二　加入者番号

三　所属する学校法人等の名称及び所在地

四　変更前及び変更後の産前産後休業を開始した日及び産前産後休業が終了する日

五　その他必要な事項